

令和6年第4回白鷹町議会定例会 第2日

追加変更議事日程

令和6年9月4日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 議第66号 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第67号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第68号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第69号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第70号 白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 6 議第71号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 7 議第72号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議第73号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議第74号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議第75号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議第76号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議第72号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について
(予算特別委員長報告)
- 日程第13 議第73号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
(予算特別委員長報告)
- 日程第14 議第74号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について
(予算特別委員長報告)

日程第 15 議第 75 号 令和 6 年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

（予算特別委員長報告）

日程第 16 議第 76 号 令和 6 年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第 1 号）について

（予算特別委員長報告）

日程第 17 委員会の閉会中の継続調査について

（議会運営委員会）

○出席議員（12 名）

1 番	菅 原 隆 男 議員	2 番	衣 袋 正 人 議員
3 番	横 山 和 浩 議員	4 番	竹 田 雅 彦 議員
5 番	佐々木 誠 司 議員	6 番	丸 川 雅 春 議員
7 番	金 田 悟 議員	8 番	笹 原 俊 一 議員
9 番	山 田 仁 議員	10 番	関 千鶴子 議員
11 番	今 野 正 明 議員	12 番	遠 藤 幸 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 誠 七
副 町 長	田 宮 修
教 育 長	衣 袋 慶 三
総 務 課 長	長 岡 聡
税 務 出 納 課 長	高 橋 浩 之
企 画 政 策 課 長	加 藤 和 芳
町 民 課 長	大 木 健 一
健康福祉課長	永 沢 照 美
商工観光課長	黒 澤 和 幸
農 政 課 長 併 農業委員会事務局長	橋 本 秀 和
林 政 課 参 与 （ 兼 ） 課 長	永 野 徹
建 設 課 長	菊 地 智
上下水道課長	鈴 木 克 仁
病院事務局長	片 山 正 弘

教 育 次 長	橋 本 達 也
監 査 委 員	小 谷 部 仁

○職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 林 裕
補 佐	大 瀧 勇 祐
書 記	竹 田 雅 紀 子

○開議の宣告

○議長（菅原隆男） おはようございます。ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和 6 年第 4 回白鷹町議会定例会 2 日目の会議を行います。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（菅原隆男） 本日の議事日程は、お手元にお配りした変更議事日程のとおりであります。

早速、議事に入ります。

○議第 66 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第 1、議第 66 号 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第 66 号 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の手続を行うため提案するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第 66 号 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、町の条例での対応する規定の整理と所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第2条、定義、改、用語の意義を追加するもの。

第4条第1項及び第3項、個人番号の利用範囲、改、文言を整理するもの。

附則、この条例は、公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第66号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第2、議第67号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第67号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、災害被災者及び災害復旧支援活動の参加者等に対して、入湯税の課税免除を行い、税負担の軽減を図るため提案するものであります。

詳細につきましては、税務出納課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議第67号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

白鷹町町税条例の一部を次のように改正する。

第124条に次の1号を加える。

5号、災害被災者及び災害復興支援活動に参加した者等のうち町長が認める者で、町長が別に定める期間に入湯するもの。

附則。この条例は、令和6年10月1日から施行する。

近年、全国各地で予想を超える速さと規模で、豪雨、台風、震災等が発生しています。本町でも度重なる災害が発生しています。そこで、災害による被災者及び災害復興支援活動の参加者等に対し、入湯税の課税免除を行うため改正するものです。

以上です。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第67号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第3、議第68号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第68号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、印鑑登録証明書のコンビニ交付等に対応するため提案するものであります。

詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） ご説明申し上げます。

議第68号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例。

2枚目の一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、印鑑登録証明書の交付について、被登録者は利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード等を使用し、窓口またはコンビニエンスストア等から印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第10条第1項並びに第10条第2項、印鑑登録証明書の交付、改、こちらにつきましては、役場の窓口におきましても、印鑑登録証に代えて個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付を可能とすることについて、規定を整備するものでございます。

第10条の2、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付、新、個人番号カード等を使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を操作し、印鑑登録証明書の交付を受けることができるものとするものでございます。

附則。この条例は、令和6年11月22日から施行するもの。

なお現在、11月22日からの交付に向けて、システムの改修等を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第68号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第4、議第69号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第69号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、個人番号カードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止に伴い、所要の整備を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） ご説明申し上げます。

議第69号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

2枚目の一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、健康保険証の廃止に伴う国民健康保険被保険者証に関する罰則規定の廃止等、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第6条、一部負担金、改、引用条項を整理するものでございます。

第13条、罰則、改、被保険者証の返還を求められても応じない場合の罰則規定を削るものでございます。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和6年12月2日から施行するもの。

附則第2項、経過措置、令和6年12月2日に現に交付されている被保険者証に係る罰則規定の適用については、改正前と同様に取り扱うこととするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第69号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第5、議第70号 白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第70号 白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準を緩和するため提案するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

議第70号 白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

一部制定要旨をご覧ください。

本件につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの配置、職員配置基準につきまして、常勤職員に限定しない柔軟な配置を可能とするなど、国が定める基準に準じて町の基準を緩和するものでございます。

条例、条項、見出し、新改につきまして、ご説明申し上げます。

主な改正点を申し上げます。

第1条、白鷹町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第4条第1項につきましては、センターにそれぞれ1名置くこととされている3職種の常勤職員につきまして、地域包括支援センター運営協議会が

必要と認めるときは、常勤換算方法によることができることとするものでございます。

新第4条第2項につきましては、町内にセンターを複数設置する場合において、地域包括支援センター運営協議会が認めるときは、複数センター全体の中で柔軟に職員を配置できることとするものでございます。

2ページをご覧ください。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第70号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第6、議第71号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第71号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の法改正により被保険者証等が廃止されることに伴い、山形県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） ご説明申し上げます。

議第71号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、山形県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第1（2）の項及び（3）の項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則。この規約は、令和6年12月2日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第71号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第72号～議第76号の上程、説明

○議長（菅原隆男） 日程第7、議第72号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第11、議第76号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上、各会計補正予算5件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第72号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第72号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和6年10月から拡充される児童手当への対応をはじめ、ふるさと森林公園再整備の基本設計着手や新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施、公共施設の老朽化対策など、緊急性の高い事業について対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

また、将来の財政需要に備え、財政調整基金への積立てに対応しつつ、人事異動等に伴う人件費の調整を行いました。

対応する財源といたしましては、国県支出金、地方債、繰入金及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、地区コミュニティセンター指定管理業務等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ 3 億2,310万円を追加し、歳入歳出それぞれ101億1,240万円とするものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

議第72号 令和 6 年度白鷹町一般会計補正予算（第 3 号）。

令和 6 年度白鷹町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億2,310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億1,240万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

2 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

9 款地方特例交付金、103万7,000円の減額、6,359万9,000円。

14款国庫支出金、1 億1,431万7,000円、11億1,927万2,000円。

15款県支出金、1,680万5,000円、7 億2,720万8,000円。

17款寄附金、80万円、1 億80万1,000円。

18款繰入金、1,000万円、4 億603万1,000円。

19款繰越金、1 億6,591万5,000円、5 億562万4,000円。

20款諸収入、110万円、2 億5,062万2,000円。

21款町債、1,520万円、12億2,790万円。

歳入合計、3 億2,310万円、101億1,240万円。

3 ページをお開き願います。

歳出。

1 款議会費、22万6,000円、9,831万4,000円。

2 款総務費、9,767万3,000円、13億8,794万5,000円。

3 款民生費、1 億1,294万9,000円、26億7,935万4,000円。

4 款衛生費、4,222万3,000円、8 億6,987万9,000円。

6 款農林水産業費、2,310万円、6 億1,994万5,000円。

7 款商工費、2,682万9,000円、5 億860万4,000円。

8 款土木費、419万2,000円の減額、9 億4,930万8,000円。

次ページに移りまして、9 款消防費、135万円、4 億8,580万5,000円。

10款教育費、1,030万4,000円、10億4,855万8,000円。

11款災害復旧費、1,256万5,000円、3,621万3,000円。

12款公債費、7 万3,000円、13億6,904万3,000円。

歳出合計、3 億2,310万円、101億1,240万円。

5 ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

地区コミュニティセンター管理運営業務、令和6年度から令和11年度、3 億8,000万円。

住民基本台帳ネットワークシステム更新事業、令和6年度から令和7年度、540万円。

次ページをご覧ください。

第3表、地方債補正。

初めに、追加でございます。

起債の目的、災害復旧事業、限度額800万円、起債の方法及び利率、借入先との協定による。償還の方法、借入先の貸付け条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または、低利に借り換えることができる。

続きまして、変更でございます。

初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

緊急自然災害防止対策事業、370万円を追加し、1 億6,770万円。

緊急浚渫推進事業、30万円を追加し、1,130万円。

過疎対策事業、140万円を追加し、9 億1,130万円。

上水道出資事業、140万円を追加し、900万円。

臨時財政対策債、40万円を追加し、1,170万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じです。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第73号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第

2号)について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第73号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、円滑な事業運営に資するための介護給付費準備基金への積立てのほか、人事異動に伴う人件費の調整等に対応するため、所要の措置を講じるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫支出金、繰入金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ6,897万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億3,551万1,000円とするものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

補正予算書（第2号）1ページをお開き願います。

議第73号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,897万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,551万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

3款国庫支出金、49万5,000円、3億8,622万9,000円。

7款繰入金、117万1,000円の減額、2億6,800万8,000円。

8款繰越金、6,964万8,000円、6,994万8,000円。

歳入合計、6,897万2,000円、17億3,551万1,000円。

3ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、246万4,000円、4,416万2,000円。

3款地域支援事業費、72万2,000円、9,327万4,000円。

4 款基金積立金、5,121万円、5,126万2,000円。

5 款諸支出金、1,457万6,000円、1,697万8,000円。

歳出合計額、6,897万2,000円、17億3,551万1,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第74号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第74号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、管路耐震化事業の財源調整のほか、人事異動に伴う人件費の調整等を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入の総額から6万円を減額し、総額を3億2,700万2,000円、支出の総額に934万3,000円を追加し、総額を3億1,161万3,000円とするものであります。

また、資本的収入につきましては、収入の総額から30万9,000円を減額し、総額を1億3,867万5,000円とするものであります。

内容につきましては、上下水道課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算書（第1号）1ページをお開きください。

議第74号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和6年度白鷹町水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

第1款水道事業収益、6万円の減額、3億2,700万2,000円。

支出でございます。

第1款水道事業費用、934万3,000円、3億1,161万3,000円。

2ページをご覧ください。

資本的収入の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額

1億8,090万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,035万9,000円、減債積立金500万円、建設改良積立金1,500万円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,054万8,000円で補填するものとする。)に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

第1款資本的収入、30万9,000円の減額、1億3,867万5,000円。

企業債。

第4条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

変更でございます。

初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

固定資産取得事業、補正前の限度額から10万円を減額し、4,600万円。

配水管整備事業、補正前の限度額から70万円を減額し、4,280万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

3ページをお開きください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、予算第9条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計を申し上げます。

第1号職員給与費、934万3,000円、3,706万7,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第75号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第75号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方公営企業法の適用により実施した打切り決算に伴う調整や、落雷被害による災害復旧の対応のほか、人事異動に伴う人件費の調整等を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入の総額に687万7,000円、支出の総額に763万1,000円を追加し、収入の総額を5億9,310万9,000円、支出の総額を5億8,564万6,000円とするものであります。

また、資本的収支につきましては、収入の総額に300万円、支出の総額に135万3,000円を追加し、収入の総額を1億5,299万3,000円、支出の総額を3億4,411万円とするものであります。

内容につきましては、上下水道課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算書（第1号）1ページをお開きください。

議第75号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和6年度白鷹町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入でございます。

第1款下水道事業収益、687万7,000円、5億9,310万9,000円。

支出でございます。

第1款下水道事業費用、763万1,000円、5億8,564万6,000円。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,111万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額727万1,000円、引継金5,449万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,935万4,000円により補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、300万円、1億5,299万3,000円。

支出。

第1款資本的支出、135万3,000円、3億4,411万円。

特例的収入及び支出の補正。

第4条、予算第4条の2を（地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,129万4,000円、1,068万4,000円である。）に改める。

3ページをお開きください。

企業債。

第5条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

追加でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

災害復旧事業、100万円、借入先との協定による。借入先との協定による。借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または、低利に借り換えることができる。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、予算第9条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計のみ申し上げます。

第1号職員給与費、209万8,000円の減額、3,660万6,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第76号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第76号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、児童手当の拡充等への対応のほか、人事異動に伴う人件費の調整を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入の総額に310万5,000円、支出の総額に969万2,000円を追加し、収入の総額を12億3,590万6,000円、支出の総額を12億4,249万3,000円とするものであります。

内容につきましては、病院事務局長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

議第76号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

以下、款、補正予算額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、310万5,000円、12億3,590万6,000円。

支出。

第1款病院事業費用、969万2,000円、12億4,249万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた職員給与費の額の予定額を、次のとおり補正する。

以下、補正予定額、計のみ申し上げます。

969万2,000円、6億8,895万9,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

○議第72号～議第76号の予算特別委員会付託

○議長（菅原隆男） お諮りいたします。令和6年度各会計補正予算5件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和6年度各会計補正予算5件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせします。

休 憩 （午前10時19分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

お諮りいたします。議事日程について、お手元に配付の追加変更議事日程のとおり、追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

○議第72号～議第76号までの報告、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第12、議第72号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について（予算特別委員長報告）から日程第16、議第76号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）までの以上5件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和6年度各会計補正予算5件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、予算委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、山田 仁君。

〔予算特別委員長 山田 仁 登壇〕

○予算特別委員長（山田 仁） 予算特別委員会審査報告を行います。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、審査結果の順に読み上げます。

議第72号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第73号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第74号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第75号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第76号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

この採決は起立によって行います。なお、起立されない方は否決とみなします。

まず、議第72号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第72号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第73号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第73号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、議第74号 令和6年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第74号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、議第75号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第75号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第76号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第76号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○延会の宣告

○議長（菅原隆男） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午前11時22分〉

